

# 石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

令和4年

石川県県民文化スポーツ部  
女性活躍・県民協働課 統計情報室

# 目 次

調査結果の概要	1
毎月勤労統計調査地方調査の説明	7
統 計 表	
1 指数	
1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	13
2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	17
3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	21
4表 産業別雇用指数	25
2 給与・賞与	
5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	29
6表 産業別きまって支給する給与	47
7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	51
3 出勤日数・実労働時間数	
8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	52
4 労働者数	
9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	70
10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	74
11表 産業別入職率・離職率	78
5 その他	
12表 産業別、就業形態別常用労働者の1人平均月間現金給与額・出勤日数・実労働時間数	82
付録	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	86
2 調査結果の概要	87
第1表 産業別、性別、規模別 きまって支給する現金給与額	88
第2表 産業別、性別 特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・常用労働者数	88
3 毎月勤労統計調査の沿革	89
4 調査票様式(全国調査、地方調査、特別調査)	90

# 調査結果の概要

## 令和4年毎月勤労統計調査結果における 賃金、労働時間及び雇用の動き

### 1 賃金の動き

令和4年における常用労働者1人平均の月間「現金給与総額」は、事業所規模5人以上で296,791円となり、前年比0.3%増（規模30人以上は332,002円、前年比0.2%増）となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、246,755円となり、前年比0.6%増（30人以上は268,383円、前年比0.0%）となった。

また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると50,036円、前年差281円減（30人以上は63,619円、前年差806円増）となった。（表1）

現金給与総額を物価変動（帰属家賃を除く金沢市消費者物価指数が前年比2.3%増）を差し引いた実質でみると、前年比2.0%減（30人以上は2.0%減）となった。（図1、2）

表1 産業別月間現金給与額（規模5人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	令和3年	令和4年	前年比	令和3年	令和4年	前年比	令和3年	令和4年	前年差
	円	円	(%)	円	円	(%)	円	円	円
調査産業計	295,712	296,791	0.3	245,395	246,755	0.6	50,317	50,036	△ 281
建設業	396,292	372,921	△ 5.8	321,178	311,846	△ 2.9	75,114	61,075	△ 14,039
製造業	344,537	347,972	0.9	279,133	280,330	0.4	65,404	67,642	2,238
電気・ガス・熱供給・水道業	559,208	501,725	△ 10.0	441,034	402,269	△ 8.7	118,174	99,456	△ 18,718
情報通信業	383,748	430,934	12.7	310,508	340,992	9.8	73,240	89,942	16,702
運輸業、郵便業	287,467	325,685	13.2	257,378	288,539	12.2	30,089	37,146	7,057
卸売業、小売業	265,377	233,173	△ 12.2	219,281	197,537	△ 9.9	46,096	35,636	△ 10,460
金融業、保険業	289,584	451,939	56.1	238,549	335,235	40.7	51,035	116,704	65,669
不動産業、物品賃貸業	353,911	348,514	△ 0.6	296,598	280,314	△ 5.1	57,313	68,200	10,887
学術研究、専門・技術サービス業	411,715	460,538	12.1	320,518	350,737	9.4	91,197	109,801	18,604
宿泊業、飲食サービス業	113,344	131,344	15.6	108,499	123,840	14.0	4,845	7,504	2,659
生活関連サービス業、娯楽業	209,420	190,073	△ 9.1	183,668	174,494	△ 4.9	25,752	15,579	△ 10,173
教育、学習支援業	384,557	355,140	△ 7.6	298,274	280,023	△ 6.0	86,283	75,117	△ 11,166
医療、福祉	287,091	291,409	1.7	243,447	250,247	2.7	43,644	41,162	△ 2,482
複合サービス事業	387,023	393,607	0.8	295,600	296,686	0.4	91,423	96,921	5,498
サービス業 (他に分類されないもの)	240,770	255,384	6.0	208,707	221,533	6.1	32,063	33,851	1,788

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

図1 現金給与総額の推移(規模5人以上)

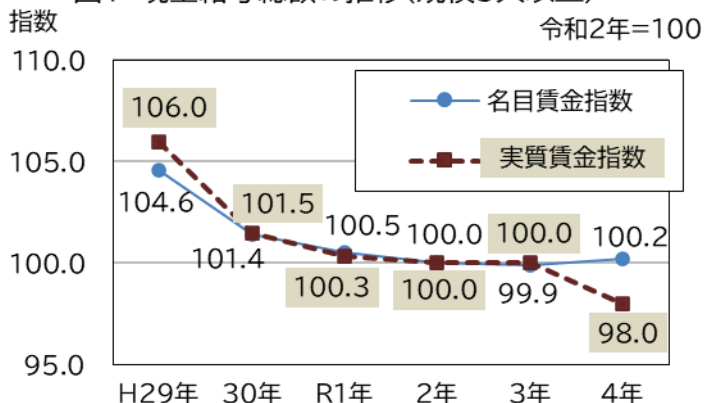
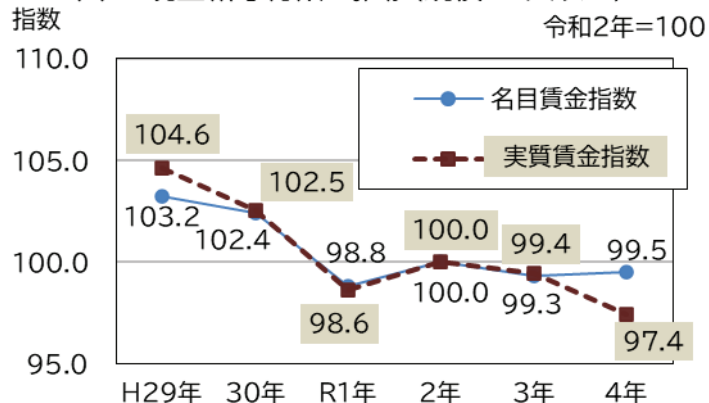


図2 現金給与総額の推移(規模30人以上)



次に、現金給与総額を産業別にみると、①電気・ガス・熱供給・水道業が 501,725 円と最も高く、以下、②学術研究, 専門・技術サービス業、③金融業, 保険業、④情報通信業、⑤複合サービス事業、⑥建設業、⑦教育, 学習支援業、⑧不動産業, 物品賃貸業、⑨製造業の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、男 373,643 円に対し、女 217,533 円となっている。

(表 2)

表 2 産業別男女別月間現金給与額（規模 5 人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与		
		男	女		男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	296,791	373,643	217,533	246,755	307,284	184,331
建設業	372,921	410,434	230,179	311,846	342,249	196,159
製造業	347,972	399,561	237,502	280,330	318,617	198,343
電気・ガス・熱供給・水道業	501,725	536,277	328,556	402,269	429,153	267,531
情報通信業	430,934	479,587	322,769	340,992	377,181	260,537
運輸業, 郵便業	325,685	358,742	207,981	288,539	316,956	187,356
卸売業, 小売業	233,173	311,654	157,583	197,537	257,397	139,882
金融業, 保険業	451,939	624,313	347,117	335,235	451,723	264,397
不動産業, 物品賃貸業	348,514	390,840	236,819	280,314	311,677	197,549
学術研究, 専門・技術サービス業	460,538	517,242	294,667	350,737	388,417	240,515
宿泊業, 飲食サービス業	131,344	168,450	110,925	123,840	157,638	105,242
生活関連サービス業, 娯楽業	190,073	275,504	147,609	174,494	252,662	135,641
教育, 学習支援業	355,140	469,334	310,609	280,023	372,838	243,829
医療, 福祉	291,409	437,914	254,261	250,247	387,810	215,366
複合サービス事業	393,607	456,950	307,167	296,686	342,765	233,806
サービス業 (他に分類されないもの)	255,384	299,663	176,755	221,533	256,407	159,605

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

## 2 労働時間の動き

令和4年の調査産業計の常用労働者1人平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で138.8時間、前年比1.0%増（規模30人以上では145.0時間、前年比1.3%増）となった。

月間の労働時間を年換算すると、総実労働時間は1666時間、前年比16時間増（規模30人以上では1740時間、前年比22時間増）となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は129.5時間、前年比0.2%増（規模30人以上では134.4時間、前年比1.0%増）となった。また、所定外労働時間は9.3時間、前年比12.9%増（規模30人以上では10.6時間、前年比4.3%増）となった。

なお、製造業の所定外労働時間は14.7時間、前年比12.8%増（規模30人以上では16.3時間、前年比11.2%増）となった。

月間の出勤日数は18.3日、前年差0.1日増（規模30人以上では18.6日、前年差0.2日増）となった。（表3、図3、4）

表3 産業別月間出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

産業分類	出勤日数			総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	令和3年	令和4年	前年差	令和3年	令和4年	前年比	令和3年	令和4年	前年比	令和3年	令和4年	前年比
	日	日	日	時間	時間	%	時間	時間	%	時間	時間	%
調査産業計	18.2	18.3	0.1	137.5	138.8	1.0	129.2	129.5	0.2	8.3	9.3	12.9
建設業	19.9	20.3	0.4	163.0	168.2	3.1	150.2	153.2	1.8	12.8	15.0	15.8
製造業	19.1	19.3	0.2	156.3	160.0	2.4	143.2	145.3	1.5	13.1	14.7	12.8
電気・ガス・熱供給・水道業	18.4	18.2	△0.2	167.1	168.3	0.9	151.0	150.9	△0.1	16.1	17.4	8.4
情報通信業	19.1	18.8	△0.3	165.0	154.9	△6.0	150.5	142.0	△5.6	14.5	12.9	△11.3
運輸業、郵便業	18.1	19.3	1.2	156.5	166.4	6.2	140.9	149.0	5.7	15.6	17.4	11.5
卸売業、小売業	18.7	18.0	△0.7	130.7	126.8	△3.0	124.9	120.9	△3.2	5.8	5.9	1.2
金融業、保険業	18.3	18.6	0.3	134.1	142.4	6.2	128.5	132.5	3.2	5.6	9.9	78.1
不動産業、物品賃貸業	18.9	18.4	△0.5	158.4	150.4	△4.9	142.4	139.2	△2.1	16.0	11.2	△29.7
学術研究、専門・技術サービス業	18.9	18.8	△0.1	151.6	153.8	1.4	142.5	142.4	△0.1	9.1	11.4	24.9
宿泊業、飲食サービス業	13.4	14.3	0.9	82.8	94.4	13.8	80.2	90.1	12.3	2.6	4.3	61.0
生活関連サービス業、娯楽業	17.5	15.7	△1.8	125.6	117.0	△6.9	120.4	108.3	△10.0	5.2	8.7	67.4
教育、学習支援業	17.6	18.6	1.0	133.5	142.5	6.8	123.7	132.0	6.7	9.8	10.5	8.2
医療、福祉	18.5	18.5	0.0	127.7	126.5	△1.0	124.7	123.2	△1.2	3.0	3.3	8.3
複合サービス事業	18.7	18.7	0.0	147.9	148.6	0.4	142.2	143.6	0.9	5.7	5.0	△10.7
サービス業 (他に分類されないもの)	17.6	17.8	0.2	135.0	138.3	2.5	126.6	128.4	1.5	8.4	9.9	17.6

(注) 調査産業計には飲業を含む。

図3 1人平均月間実労働時間の推移  
(規模5人以上)

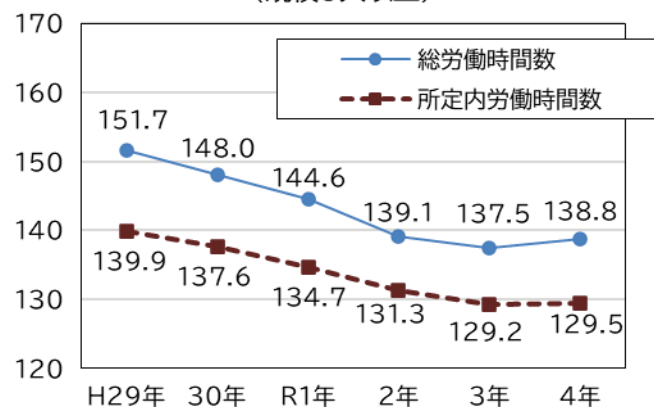
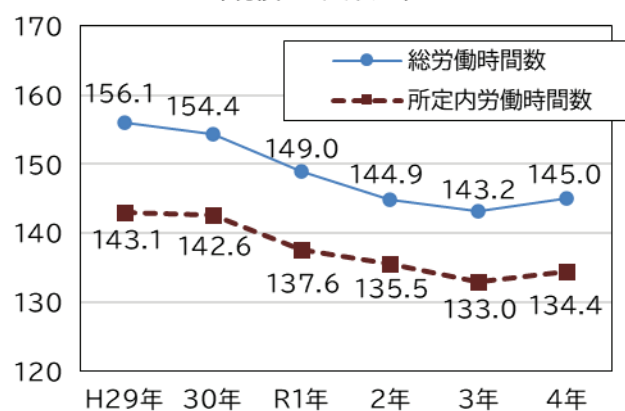


図4 1人平均月間実労働時間の推移  
(規模30人以上)



### 3 雇用の動き

令和4年の調査産業計の推計常用労働者数は、事業所規模5人以上では432,211人、前年比2.2%増（規模30人以上では、235,450人、前年比3.0%増）となった。

産業別にみると、教育、学習支援業（37.2%増）、建設業（6.2%増）、製造業（5.4%増）等が増加し、宿泊業、飲食サービス業（6.9%減）、運輸業、郵便業（6.4%減）、電気・ガス・熱供給・水道業（3.3%減）等が減少した。（表4、図5）

また、労働異動率（入職率、離職率）は令和4年平均で入職率1.75、離職率1.71となった。（図6）

表4 産業別推計常用労働者数及び雇用指数（規模5人以上）

産業分類	推計常用労働者数		雇用指数 (令和2年=100)		
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	前年比
	人	人			%
調査産業計	424,096	432,211	97.8	100.0	2.2
建設業	28,674	25,492	101.4	107.7	6.2
製造業	82,607	84,166	90.7	95.6	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2,549	2,534	107.2	103.7	△ 3.3
情報通信業	9,510	9,436	104.4	108.7	4.1
運輸業、郵便業	23,202	21,784	94.3	88.3	△ 6.4
卸売業、小売業	79,335	85,236	101.9	104.2	2.3
金融業、保険業	9,925	9,850	99.5	98.3	△ 1.2
不動産業、物品賃貸業	5,801	4,245	112.3	115.4	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	9,583	10,370	103.4	103.9	0.5
宿泊業、飲食サービス業	32,264	35,242	98.6	91.8	△ 6.9
生活関連サービス業、娯楽業	11,952	12,403	100.0	99.8	△ 0.2
教育、学習支援業	17,564	29,090	83.7	114.8	37.2
医療、福祉	76,176	68,891	101.0	98.8	△ 2.2
複合サービス事業	5,005	3,832	96.9	95.0	△ 2.0
サービス業 (他に分類されないもの)	29,950	29,638	101.9	101.5	△ 0.4

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

前年比は、抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので、実数比較に相違する。

図5 雇用指数の推移  
(規模5人以上)

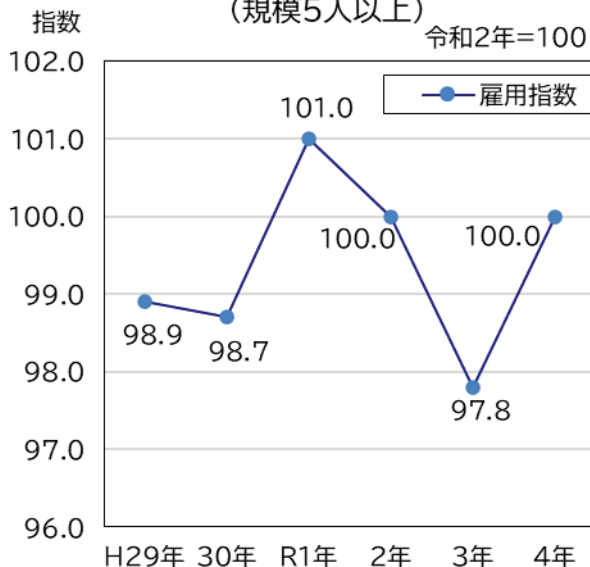
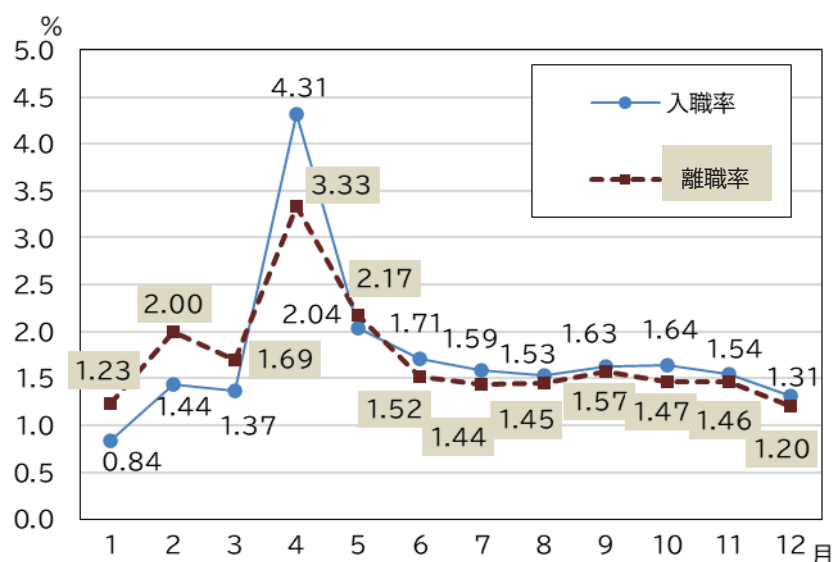


図6 入職率、離職率:1年間の推移 (規模5人以上)



一般労働者とパートタイム労働者の推移

① 現金給与総額

- ・令和4年における1人平均の月間現金給与総額は一般労働者が383,257円となり、前年比で0.8%増（規模30人以上は、406,619円、前年比1.1%減）となった。
- ・パートタイム労働者が97,557円となり、前年比で0.4%増（規模30人以上は、111,226円、前年比9.7%増）となった。

表5 就業形態別月間現金給与総額の動き（調査産業計）

年	規模5人以上				規模30人以上			
	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比
	円	(%)	円	(%)	円	(%)	円	(%)
平成29年	383,420	△ 0.1	100,060	1.6	402,445	0.5	112,046	0.1
30年	376,926	△ 1.7	98,766	△ 1.3	401,427	△ 0.3	113,533	1.3
令和元年	382,482	1.4	97,766	△ 1.0	406,318	1.3	110,317	△ 2.9
2年	377,558	△ 1.3	101,116	3.3	405,736	△ 0.3	110,309	△ 0.1
3年	380,700	0.9	97,037	△ 3.9	410,986	1.4	101,473	△ 7.9
4年	383,257	0.8	97,557	0.4	406,619	△ 1.1	111,226	9.7

図7 現金給与総額の動き(規模5人以上)

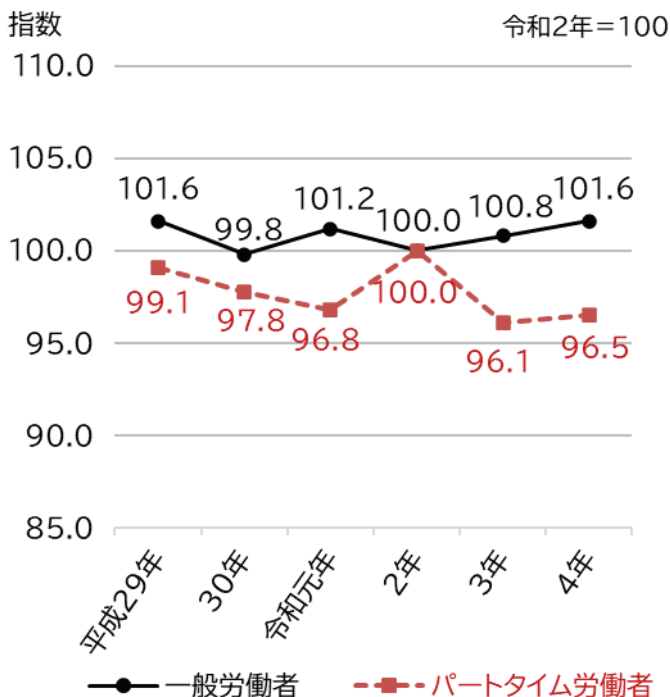
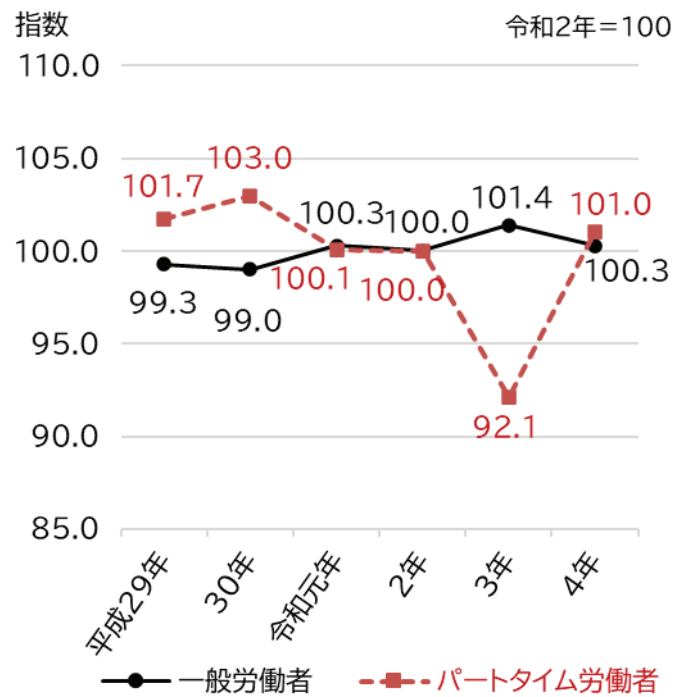


図8 現金給与総額の動き(規模30人以上)





② 常用労働者数

- ・令和4年の調査産業計の推計常用労働者数は一般労働者が301,301人となり、前年比で0.4%減（規模30人以上は、175,922人、前年比0.8%減）となった。（表6、図9）
- ・パートタイム労働者が130,910人となり、前年比で0.3%減（規模30人以上は、59,528人、前年比2.5%減）となった。（表6、図9）
- ・パートタイム労働者比率が前年差0.4ポイント増加し、30.3%となった。（規模30人以上は前年差0.4ポイント減少し、25.3%となった。（表6、図10）

表6 就業形態別常用労働者数の動き（調査産業計）

年	規模5人以上					規模30人以上				
	一般労働者 ※(A)	前年比	パートタイム労働者 ※(B)	前年比	パートタイム労働者比率 ※(C)	一般労働者 ※(A)	前年比	パートタイム労働者 ※(B)	前年比	パートタイム労働者比率 ※(C)
	人	(%)	人	(%)	(%)	人	(%)	人	(%)	(%)
平成29年	322,171	△ 0.3	113,418	1.2	26.0	192,187	△ 1.2	47,859	2.0	19.9
30年	310,274	0.0	117,576	1.0	27.5	192,400	△ 0.6	49,923	3.4	20.6
令和元年	307,521	△ 0.3	130,065	11.7	29.7	182,495	△ 3.9	63,458	28.5	25.8
2年	305,852	0.0	127,469	△ 1.0	29.4	180,853	0.3	57,627	△ 8.3	24.2
3年	297,155	△ 2.3	126,941	0.6	29.9	169,703	△ 5.0	58,705	3.0	25.7
4年	301,301	△ 0.4	130,910	△ 0.3	30.3	175,922	△ 0.8	59,528	△ 2.5	25.3

※ パートタイム労働者比率(C) = パートタイム労働者数(B) ÷ 全常用労働者数(A+B) × 100

労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、常用労働指数とその増減率を過去に遡って改訂したため、前年比は実数比較に相違する。

図9 雇用指数の動き(規模5人以上)

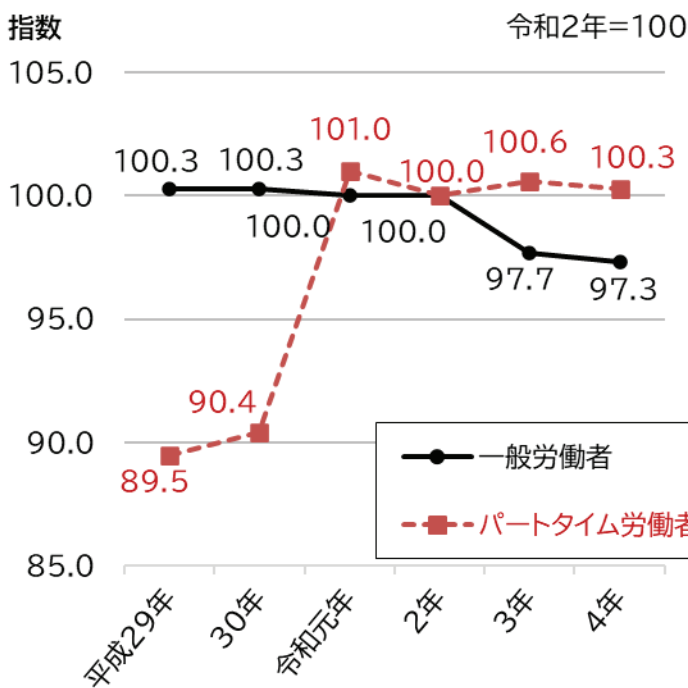
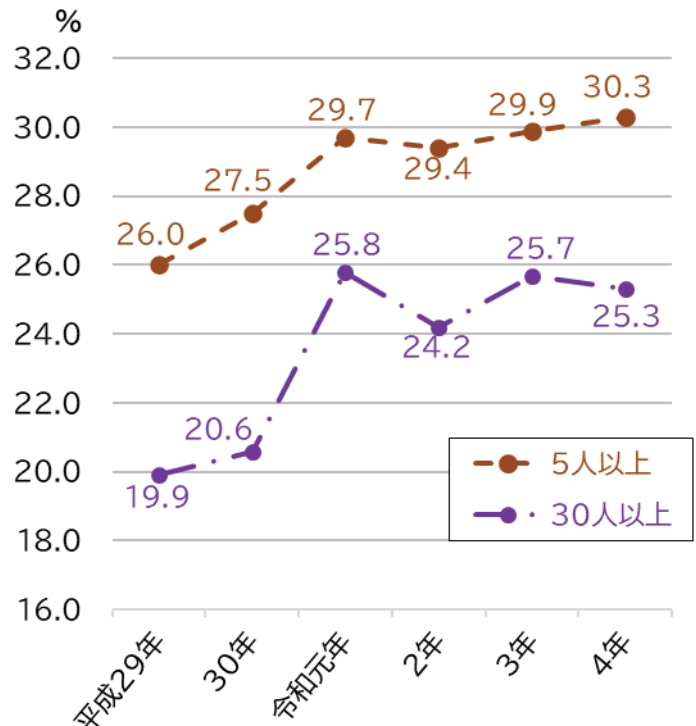


図10 パートタイム労働者比率の動き





# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約700の事業所について調査を行っている。

### 3 調査期日

調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)である。

### 4 調査の方法

区分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	常用労働者30人以上	常用労働者5～29人
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式(郵送調査方式)、または電子情報処理組織により提出する方式(オンライン方式)としている。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式、または電子情報処理組織により提出するオンライン方式としている。
抽出方法	経済センサス等によって把握した最新の年次フレームの事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に行っている。抽出した事業所は予備調査を行った上で調査対象として指定する。指定後は、原則として次の部分入替えまで継続して調査する。 なお、毎月1月分調査において、部分入れ替えを実施するが、部分入替えの対象外となる継続事業所の指定事業所の減少に伴い、年次フレームから第一種事業所の追加指定を行う。	二段抽出の方法を採っている。 一次抽出単位は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」である。毎勤第二種基本調査区から約10調査区を抽出し、予備調査を行った上「毎勤第二種指定調査区」とし、次に統計調査員がこの調査区を巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 二次抽出はその名簿から常用労働者が5～29人の事業所を選び抜き、厚生労働省が産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出し、第二種事業所として指定する。
調査期間	調査期間は原則として3年間である。事業所の交替は、2～3年に一度全数入替を行っている。なお、令和2年からは毎年3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)に変更となった。平成30年、31年は経過措置として毎年半数ずつ交替した。	調査期間は原則として18か月である。標本事業所の交替は一斉に行うのではなく、調査区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)をとっている。

## 5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

調査事項	説 明
現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」
きまって支給する給与 (定期給与)	労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。 「きまって支給する給与」＝「所定内給与」＋「所定外給与」
所定内給与	きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの。
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
特別に支払われた 給与	労働契約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働契約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ②支給事由の発生が不定期なもの ③3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤手当など） ④いわゆるベースアップの差額追給分
総実労働時間	労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」
所定内労働時間	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。
所定外労働時間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
出勤日数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。
常用労働者	①期間を定めずに、雇われている者 ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことをいう。
一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定時間が一般の労働者より短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ないもの のいずれかに該当する者のことをいう。

## イ 集計表の比率等

### (ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

### (イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

### (ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

## 6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う経済センサスに基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模 5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

## 7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

### (1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

### (2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

### (3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

## 8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、令和2年を基準（令和2年＝100）としている。

### (1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

#### ① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

#### ② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

### (2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

#### ① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

#### ② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、令和4年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

## 9 利用上の注意

- (1) この調査は、事業所規模(調査事業所の雇用する常用労働者数)5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- (2) 平成22年1月分から平成28年12月分までは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- (3) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類(以下、「新産業分類」という。)に基づき集計している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
- (4) 常用雇用者指数は、経済センサスー基礎調査の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク(水準基標)として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。
- (5) 常用雇用者指数とその増減率は、平成28年経済センサスー基礎調査の結果に基づき労働者推計のベンチマークを令和4年1月分月報で更新したことに伴い、令和4年1月分月報公表時に過去に遡って改訂した。
- (6) 前年増減率については、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- (7) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (8) 統計表において、調査事業所が少ないないため、掲載していない分類があるが、調査産業計などは、これらも含めて集計している。
- (9) 統計表に用いる符号
  - 「0」, 「0.0」 …………… 単位未満
  - 「-」 …………… 該当数値なし
  - 「\*\*\*」 …………… 不詳または比較数値なし
  - 「X」 …………… 調査事業所が少ないため、掲載しない
  - 「△」 …………… 負数または減少

## 10 表章産業変更に伴う取扱い

- (1) 表章産業の変更について

毎月勤労統計調査では、平成29年1月分から、新産業分類に基づき集計している。  
これにより、当調査の表章産業は次ページのとおりである。
- (2) 平成21年以前の結果との接続について

旧産業分類に基づいて表彰している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応(次ページ「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応)を単純に接続させている。また、本年報では新産業分類で表章している。



毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

集計産業（新産業分類 H22.1～）			旧産業との接続	平成21年以前の集計産業（旧産業分類）		
大分類	TL	調査産業計	○	TL	調査産業計	
	C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業	
	D	建設業	◎	E	建設業	
	E	製造業	◎	F	製造業	
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業	
	G	情報通信業	▲	H	情報通信業	
	H	運輸業、郵便業	▲	I	運輸業	
	I	卸売業、小売業	▲	J	卸売・小売業	
	J	金融業、保険業	◎	K	金融・保険業	
	K	不動産業、物品賃貸業	×	L	不動産業	
	L	学術研究、専門・技術サービス業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	M	宿泊業、飲食サービス業	×	M	飲食店、宿泊業	
	N	生活関連サービス業、娯楽業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	O	教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業	
	P	医療、福祉	○	N	医療、福祉	
	Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業	
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
中分類等	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09, 10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
	E11	繊維工業	×	F12	衣服・その他の繊維製品製造業	
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	△	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	
	E13	家具・装備品製造業	◎	F14	家具・装備品製造業	
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	E15	印刷・同関連業	◎	F16	印刷・同関連業	
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	新設	F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	◎	F20	ゴム製品製造業	
	E19	ゴム製品製造業	◎	F22	窯業・土石製品製造業	
	E21	窯業・土石製品製造業	◎	F23	鉄鋼業	
	E22	鉄鋼業	◎	F24	非鉄金属製造業	
	E23	非鉄金属製造業	◎	F25	金属製品製造業	
	E24	金属製品製造業	◎	F26	一般機械器具製造業	
	E25	はん用機械器具製造業	×	F26	一般機械器具製造業	
	E26	生産用機械器具製造業	×	F31	精密機械器具製造業	
	E27	業務用機械器具製造業	×	F29	電子部品・デバイス製造業	
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F27	電気機械器具製造業	
	E29	電気機械器具製造業	×	F28	情報通信機械器具製造業	
	E30	情報通信機械器具製造業	×	F30	輸送用機械器具製造業	
	E31	輸送用機械器具製造業	◎			
	E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	新設			
	ES1	E一括分1（個別設定）		FS1	F一括分1（個別設定）	
	ES2	E一括分2（個別設定）		FS2	F一括分2（個別設定）	
	ES3	E一括分3（個別設定）		FS3	F一括分3（個別設定）	
	I-1	卸売業（I50～I55）	△	J-1	卸売業（J49～J54）	
	I-2	小売業（I56～I61）	×	J-2	小売業（J55～J60）	
	M75	宿泊業	◎	M72	宿泊業	
	MS	M一括分（個別設定（M76, 77は必須））				
	P83	医療業	◎	N73	医療業	
	PS	P一括分（個別設定（P84, 85は必須））				
	R91	職業紹介・労働者派遣業	×	Q90	その他の事業サービス業	
	R92	その他の事業サービス業	×	Q90	その他の事業サービス業	
	RS	R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須））				
特掲区分	TK1	特掲産業1（個別設定）				
	TK2	特掲産業2（個別設定）				
	TK3	特掲産業3（個別設定）				
	TK4	特掲産業4（個別設定）				
	TK5	特掲産業5（個別設定）				
	TT1	特掲積上げ産業1（個別設定）				
	TT2	特掲積上げ産業2（個別設定）				

（注）「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。なお、記号の見方は以下のとおり。

◎：完全に接続する対応

○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応

△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応

×：その他の対応

廃止する集計産業

集計産業（旧産業分類）			備 考
中分類	F17	化学工業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F18	石油製品・石炭製品製造業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F21	なめし革・同製品・毛皮製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	F32	その他の製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	Q80	専門サービス業（他に分類されないもの）	(×)L72, 74 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q81	学術・開発研究機関	(◎)L71 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q84	娯楽業	(×)N80 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q86, 87	自動車整備、機械等修理業	(○)R89, 90 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。